

「河内長野ゴルフセンター」ゴルフ練習場利用約款

第1条（約款の適用）

河内長野ゴルフセンター（以下「当練習場」といいます。）の利用者（第2条に基づき利用される方の外、会員に同伴して来場される方を含みます。）は、「河内長野ゴルフセンター」ゴルフ練習場利用約款（以下「本約款」といいます。）及び河内長野ゴルフセンターQRコードシステム利用規約に従ってご利用いただきます。

第2条（利用契約の成立及び料金の支払い）

- 1 当練習場を利用する方は、本約款を確認の上、フロント及び当練習場設置ATM機にて所定の手続きをしていただき、これによって当練習場はお客様の施設利用をお引受けいたします。
- 2 当練習場の各種料金支払いについては、当練習場が発行するQRコードシステムを利用していただきます。

第3条（営業時間、休業日）

当練習場の営業時間及び休業日については、当練習場が別に定めるところによります。ただし、天災、天候又は当練習場の都合等やむをえない事情により、臨時休業又は開場・閉場時間を変更したりすることがあります。

第4条（異常気象時の注意事項）

強風、雷、雪、地震、異常気象などの際は、当練習場の指示があった場合、利用者は利用を中断し、当練習場の係員の指示に従うものとします。

第5条（危険防止に関する注意事項）

- 1 ゴルフ練習には、重大な事故が発生する危険性があるため、打席内では前後の方の動作、スイングに十分な注意を払ってください。また、ティーアップ機等の機械類が正常に動作しない場合は、必ず係員をお呼びいただき、ご自身で対処しないようにしてください。
- 2 当練習場は、10歳未満のお子様を同伴される場合は、自己の責任においてお客様の安全管理を行っていただき、他の利用者の迷惑にならないようご注意ください。
- 3 施設内での不注意による事故に関して、当練習場は一切の責任を負いません。

第6条（禁止事項）

当練習場は、利用者が楽しく安全に利用していただくため、以下の各号に該当する行為を禁止し、遵守していただけない場合はご退場いただきます。この場合、購入済みのボール

等の返金対応はいたしません。また、本条に違反して事故が発生した場合、利用者の責任となり、当練習場は一切の責任を負いません。

- (1) 指定打席以外での練習
- (2) プレーヤー以外の方の打席ゾーンの立ち入り
- (3) 通路等の打席以外での素振り
- (4) 本練習場が指定する場所以外でのボールの使用
- (5) 打席マット、打席間仕切りの移動
- (6) 横振り等の打席幅を越えるようなスイング
- (7) 他の利用者の迷惑になる斜め打ち
- (8) フェアウェイへの立ち入り
- (9) シャフトの長さが46インチを超える長尺クラブの使用
- (10) サンドル履き、ハイヒール、下駄など、ゴルフプレーに適さない服装での練習行為
- (11) 当練習場指定ボール以外での練習
- (12) 当練習場の許可の無いゴルフレッスンプロなどによる打席レッスン
- (13) 当練習場指定ボール及び備品類の持ち出し
- (14) 第2条の手續未了の方の練習及び練習目的以外での打席場内への立ち入り
- (15) 練習をしない幼児（ベビーカーを含みます）やお子様の打席場内への立ち入り
- (16) お子様及び高齢者を車内に残してのご利用
- (17) 他の方の迷惑となるような写真撮影・録音、携帯電話通話などの行為
- (18) 当練習場が指定する場所以外での喫煙行為
- (19) 当練習場敷地内での飲酒行為、賭博その他風紀を乱す行為、関係者以外の物品販売及び広告宣伝行為
- (20) その他他人に迷惑を及ぼし、不快感を与える行為

第7条（施設内への持ち込み禁止）

当練習場は、以下の各号に該当する品の施設内への持ち込みを禁止し、持ち込まれた方の施設利用をお断りいたします。当練習場から利用継続の拒絶を受けた方は、練習途中であっても直ちに練習を中止し、速やかに当練習場から退去していただきます。この場合、購入済みのボール等の返金対応はいたしません。

- (1) 銃砲刀剣類
- (2) ペット等の動物類（介助犬・盲導犬は除きます。）
- (3) 酒類
- (4) 悪臭又は騒音を発するもの
- (5) 発火又は爆発等の危険性があるもの
- (6) その他他人に迷惑、危険を及ぼし、または不快感を与える恐れのあるもの

第8条（施設利用の拒絶）

当練習場は、利用者が以下の各号に該当する場合、施設の利用をお断りいたします。当練習場から利用継続の拒絶を受けた方は、練習途中であっても直ちに練習を中止し、速やかに当練習場から退去していただきます。この場合、購入済みのボール等の返金対応はいたしません。

- (1) 満席の場合
- (2) 天災その他やむを得ない事情により当練習場を休業するとき
- (3) 暴力団対策法による指定暴力団、その他これに類する暴力団構成員または関係者（これに準ずると認めたものを含みます。）及びその同伴者（利用者を含みます。）。
- (4) 暴力的言動、賭博、その他公序良俗に反する行為をするおそれがあると思われる方
- (5) 品位を保つに足らない服装・状態にて来場された方
- (6) 飲酒された方、覚せい剤等の違法薬物を使用された方
- (7) 刺青、タトゥー等をされている方
- (8) 刃物、危険物などを所持している方
- (9) 利用者がルール、マナーに著しく反する行為をなす恐れがあると認められるとき、及び警告を無視して改めないとき
- (10) 第6条、第7条等の本約款に違反したとき
- (11) その他、当練習場を利用することが好ましくない理由があるとき

第9条（火気の使用について）

当練習場内（駐車場を含みます。）では、所定の場所以外での火気使用を厳禁とし、喫煙（加熱式たばこ、電子たばこ等のたばこ類似製品を含みます。）は所定の喫煙場所でのみ認められます。たばこの吸殻、マッチの燃え殻は必ず消化を確認してから灰皿にお入れください。また、いかなる場所においても歩行喫煙は厳禁とします。

第10条（金銭その他貴重品、携帯品）

利用者の携帯品等をご自身で管理していただきます。当練習場は、打席、打席周辺、ロビー、ロッカーその他の場所の如何を問わず、ゴルフクラブや携帯品の紛失・盗難・滅失・毀損について一切の責任を負いません。

第11条（駐車場に関する責任）

自動車は所定の場所に正しく駐車してください。また、自動車内にお子様を残しての当練習場のご利用はお控えください。駐車場で自動車及び携帯品に関して、盗難又は損傷等の事故が生じてても当練習場は一切の責任を負いません。

第12条（宅急便の事故責任）

当練習場は、宅急便による物品の受領、保管、発送などの際に破損等の事故が発生しても、一切の責任を負いません。

第13条（当練習場に生じた損害）

利用者の故意又は過失により、当練習場の施設に損害が生じたときは、利用者にその損害（営業損失を含みます。）の全額を賠償していただきます。

第14条（利用者の責任）

利用者が当練習場の利用に際して、当練習場の敷地内あるいは敷地外で第三者に人的または物的損害を与えたとき、又は利用者が同様の被害を受けたときも、当練習場は一切その責任を負いません。当練習場で発生したトラブル等については、これを発生させた当事者間で解決するものとします。

第15条（個人情報）

当練習場は当練習場の運営に伴い知り得た利用者の個人情報について、当練習場の責任において必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また当練習場が取得します個人情報は、当練習場の営業情報・イベント告知などのご案内のため利用致します。

第16条（本約款の変更）

当練習場は、必要に応じて本約款を変更することがあります。変更する際は、適切な方法で変更内容等を利用者に周知し、変更後の効力発生後に、当練習場を利用した利用者は本約款の変更に同意したものとみなします。

（付則）

本約款は、令和7年8月5日から施行します。